

# 資料 1

## 高齢者の特性を踏まえたサービス提供のあり方検討会設置要綱

令和 2 年 9 月 1 7 日  
2 福保総企画第 6 2 5 号

### (目的)

第 1 条 都民が高齢により認知機能が落ちていく中でも、買い物や金融機関の利用などを適切に行いながら地域で生活が継続できるよう、民間と連携して方策を検討することを目的として、高齢者の特性を踏まえたサービス提供のあり方検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

### (検討事項)

第 2 条 検討会は、次の事項の検討を行うものとする。

- (1) 高齢者の特性を踏まえた顧客対応に関すること。
- (2) 契約時の注意点、店舗等の環境整備、サービス・商品の開発等に関すること。
- (3) その他民間事業者による高齢者へのサービス提供に関し必要な事項に関すること。

### (構成)

第 3 条 検討会は、高齢者福祉、経済等に関する学識を有する者及び高齢者へのサービス提供を行う民間事業者に属する者のうちから東京都福祉保健局長（以下「福祉保健局長」という。）が委嘱する委員で構成する。

### (委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱の日から令和 4 年 3 月 3 1 日までとする。

### (座長)

第 5 条 検討会に、委員の互選により座長を置く。

- 2 座長は、会務を総括し、検討会を代表する。

### (副座長)

第 6 条 検討会に、座長の指名により副座長を置く。

- 2 副座長は、座長に事故があるときに、その職務を代行する。

(会議の招集)

第7条 検討会は、福祉保健局長が招集する。

2 福祉保健局長は、第3条に定めるもののほか、必要と認める者の出席を求めることができる。

(幹事)

第8条 検討会における検討の補助を行うため、福祉保健局長は、都職員のうちから幹事を指名する。

2 幹事は、検討会に出席し、検討に必要な情報を提供するものとする。

(会議の公開)

第9条 検討会は、公開する。ただし、出席委員の3分の2以上の多数で議決したときは、公開しないことができる。

(シンポジウムの開催)

第10条 検討会は、検討成果の都内民間事業者への普及啓発を図るため、シンポジウム形式で開催することができる。

(庶務)

第11条 検討会の庶務は、福祉保健局総務部企画政策課において処理する。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

附 則

この要綱は、決定の日から施行する。